

次世代を担う「人づくり」に向けた 少子化対策と子どもの貧困対策の抜本強化

30.7.26 全国知事会

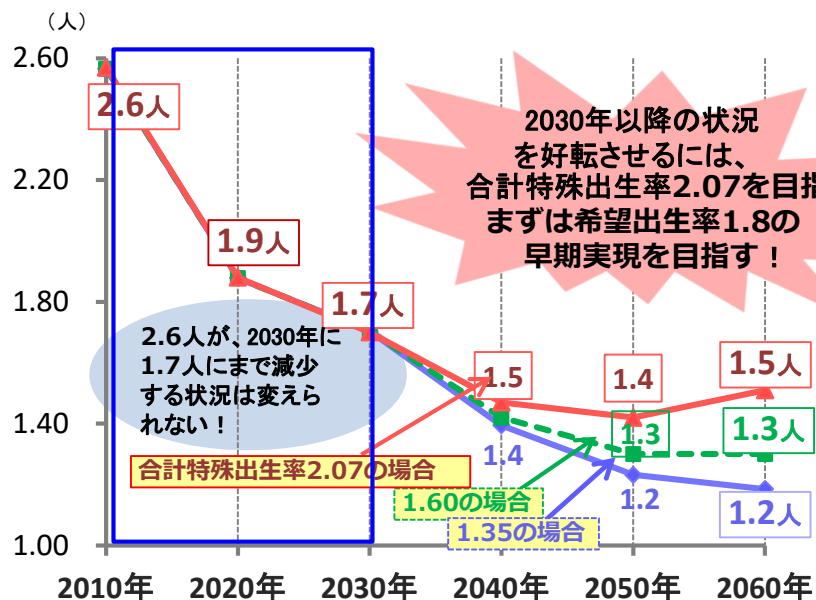
～ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の充実と
厳しい環境にある子どもや保護者等への支援策の抜本強化 など ～

少子化は国家的な危機をもたらす課題

少子化の問題は、1970年代には顕在化していたにも関わらず、その取り組みは諸外国と比較しても1世代遅れており、深刻さを増している。

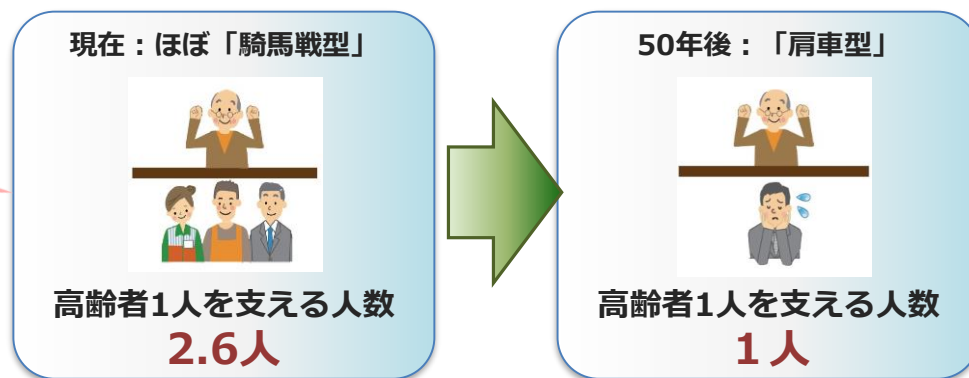
このまま出生率が大きく改善しなければ、今の子どもたちが社会を支える時代には、我が国全体の活力が失われる。

○高齢者1人を支える現役世代の人数



【高齢世代と現役世代の比率変化（イメージ）】

(65歳以上) (20~64歳)



○人口減少が社会にもたらす深刻な影響

経済の安定成長阻害

国内市場の縮小と
労働力人口の不足

社会保障制度の崩壊

高齢者の急増による
負担増大と供給不足

小規模自治体の消滅

都市への人口流出
により格差が拡大

少子化による人口減少問題の克服に向けて、国と地方が総力を挙げて取り組まなければならない！

☞子育ての時間的・空間的・経済的制約を解消し、希望をかなえる

☞子育てにあらゆる資源を活かし、負担感を軽減する

☞全世代型社会保障制度への転換を見据え、「支える側」を強くする

以上の視点や出生率を回復させた諸外国の例も参考にしつつ、より包括的な対策の強化が必要！

少子化の克服に向けて ～少子化対策の抜本強化～

1. これまでの歩み

全国知事会による少子化非常事態宣言（平成26年7月）やこれまでの政策提言により、少子化対策が国家的課題として国の施策に位置付けられ、地域少子化対策重点推進交付金が国の当初予算に計上されるなど、国と地方が総力を挙げて少子化対策の抜本強化に取り組んできた。

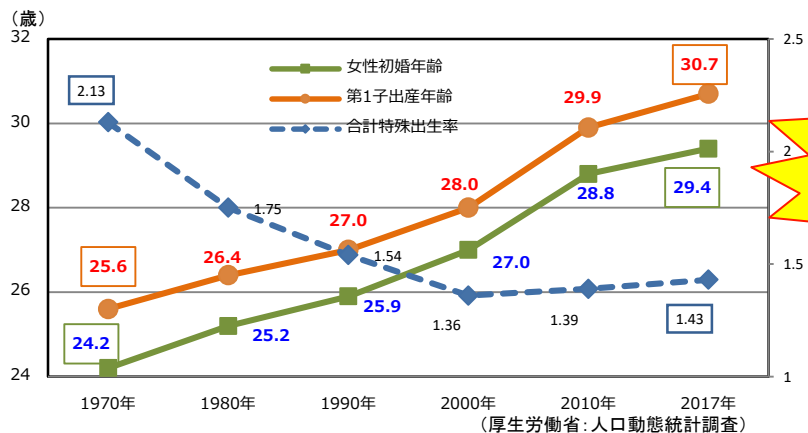
しかしながら、さらなる対策の強化が求められる状況。

2. 少子化の現状

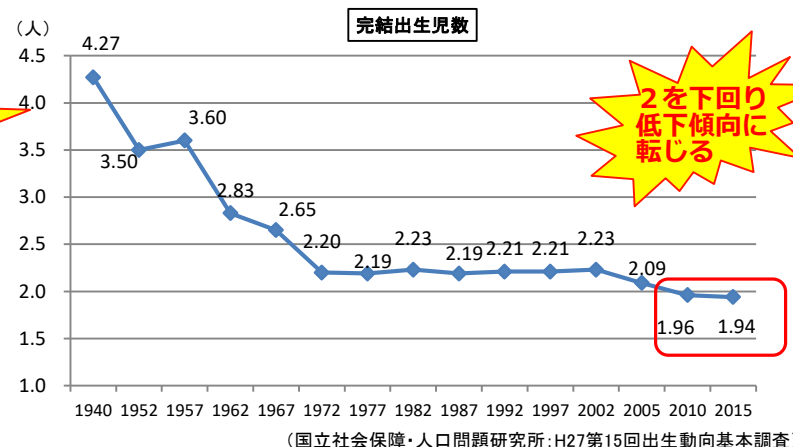
○平成29年の全国の出生数は2年連続で過去最小となり、合計特殊出生率も低下

○少子化の要因である未婚化、晩婚化は引き続き進行

○晩婚化などの影響により、安定していた完結出生児数までも低下



男性の4人に1人、女性の7人に1人が50歳時点でも未婚



2を下回り低下傾向に転じる

◆理想の子ども数を実現できない要因

「理想」と「予定」に乖離がある理由	理想1人	理想2人	理想3人
	予定0人	予定1人	予定2人
欲しいけれどできないから	74.0%	34.8%	9.8%
高年齢で生むのは嫌だから	39.0%	42.4%	38.1%
健康上の理由から	24.7%	17.5%	14.7%
子育て・教育にお金がかかりすぎる	15.6%	43.8%	69.8%
これ以上の育児負担に耐えられない	9.1%	14.1%	21.0%

理想の子ども数 2.32人
→ 予定する子ども数 2.01人

晩産化の影響を除くと経済・育児の負担が理由の大半を占める

○広義の視点で少子化対策に取り組むべき！
○ライフステージの各段階において、
希望が叶えられるよう、
様々な不安感や負担感の軽減を図るべき！

(国立社会保障・人口問題研究所：H27第15回出生動向基本調査)

少子化対策の抜本強化に向けた「5つの重点施策」

移住促進やまちづくりなど『少子化克服戦略会議提言』にかかる施策の早期実現を

人口減少の負のスパイラルをプラスのスパイラルに転換！

A 地域地域に、産業振興による安定した雇用を創出する

B 若者の地方からの流出の防止や移住の促進などにより新しい人の流れをつくる

D 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える

C 特に、出生率の高い地域で若者を定着・増加させる



結 婚

【重点施策1】
結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ 地域少子化対策重点推進交付金の拡充
- ◆ 結婚を応援する経済的支援策の充実・強化

妊 娠 ・ 出 産

【重点施策2】
妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ ライフプランの形成促進
- ◆ 不妊治療への支援の拡充
- ◆ 小児・周産期医療の充実

子 育 て

【重点施策3】
子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ 地域少子化対策重点推進交付金の拡充
- ◆ 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減
- ◆ 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充

【重点施策4】
子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

- ◆ 完全実施に向けた1兆円超の財源確保
- ◆ 様々な課題の改善方策等の検討

【重点施策5】
働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行

- ◆ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえられる処遇の改善と職場環境の整備
- ◆ 仕事と子育てを両立できる職場環境づくりと男性の育児参画に向けた気運の醸成

官民協働による、社会全体で結婚から子育てまでを応援する気運の醸成

これまでの全国知事会からの提言経緯（主なもの）

	出会い・結婚	妊娠・出産	子育て
提言等項目	<ul style="list-style-type: none"> ◆少子化危機突破基金の創設（H25） ◆地域少子化対策強化交付金の恒久化（H27） ◆結婚や家庭の良さの啓発（H25～） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆不妊治療への支援の拡充（H25～） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆段階的な幼児教育・保育の無償化（H25～） ◆大学等に進学する者に対する給付型奨学金の創設（H27～） ◆ファミリー・サポート・センター事業の補助要件緩和（H26～） ◆高齢者からの所有資産の移転促進（H26） ◆子育て世帯へのサービス提供の充実（H27） ◆待機児童の解消（H26～）
施策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域少子化対策強化交付金の創設（H25補正） ◆地域少子化対策重点推進交付金の当初予算化（H28当初～） ◆結婚応援フォーラムの開催（H28） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆初回不妊治療の助成額の増額（15万円→30万円）、男性不妊治療の助成の創設（H27補正） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆段階的な幼児教育・保育の無償化 【市町村民税別荘課税世帯】第2子無償化（H29当初） 【年収約360万円未満世帯】ひとり親世帯の第2子無償化（H28当初）、第1子・2子軽減（H30当初）など ※「新しい経済政策パッケージ」…3歳から5歳までのすべての子供たちの保育所等の費用を無償化。0歳～2歳児についても当面住民税別荘課税世帯を対象として無償化。 ◆給付型奨学金の創設（H29一部先行実施、H30本格実施） ◆ファミリー・サポート・センター事業の人数要件が「100人相当以上」から「50人以上」に緩和（H26） ◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置創設（H27） ◆子育て支援/サポート事業の全国展開開始（H28当初） ◆待機児童の解消等 企業主導型保育事業の創設（H28当初）、緊急的な一時預かり事業等の活用、地域での円滑な整備促進（H27～）、保育士の処遇改善の拡充（H29当初）など

○直ちに取り組むべき施策を速やかに実施
○優良事例の全国展開が進む など

不妊治療への支援が拡充

段階的な幼児教育・保育の無償化、高齢者からの所有資産の移転促進等の施策が充実 など

今週に向けてもう一段の対策強化

強化に取り組む！

子育てで負担の軽減に取り組む！

地域の実情や多様な生き方に応じた未婚化・晩婚化対策の強化を

完結出生児数の現状に鑑みる時、以下の視点が重要

- ①子育ての時間的・空間的・経済的制約を解消し、希望をかなえる
- ②子育てにあらゆる資源を活かし、負担感を軽減する

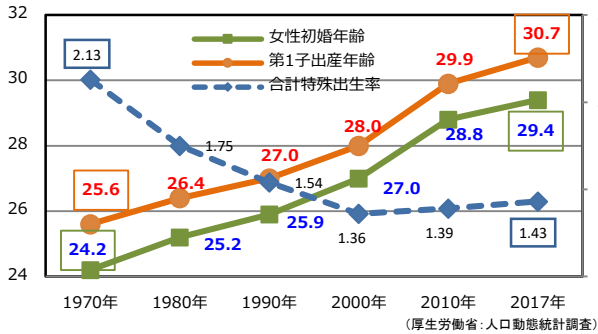
「ポイント」

- ①全ての子育て世帯が子育てにかかる負担の軽減を享受できる仕組みの構築を
- ②子育ての負担感をシェアし、キャリアへの不安を解消する仕組みの構築を

【少子化対策・重点施策1】結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

○未婚化・晩婚化・晩産化の進行

- ・男性の4人に1人、女性の7人に1人が50歳時点でも未婚



○結婚への障害は「結婚資金」が最多

- ・未婚女性の89.3%、未婚男性の85.7%が「いずれは結婚したい」と希望

(1年以内に結婚するとした場合に何が障害となるか) (%)

結婚の障害	男	女
結婚資金	43.3	41.9
結婚のための住居	21.2	15.3
職業や仕事上の問題	14.5	19.9

(国立社会保障・人口問題研究所：H27出生動向基本調査)

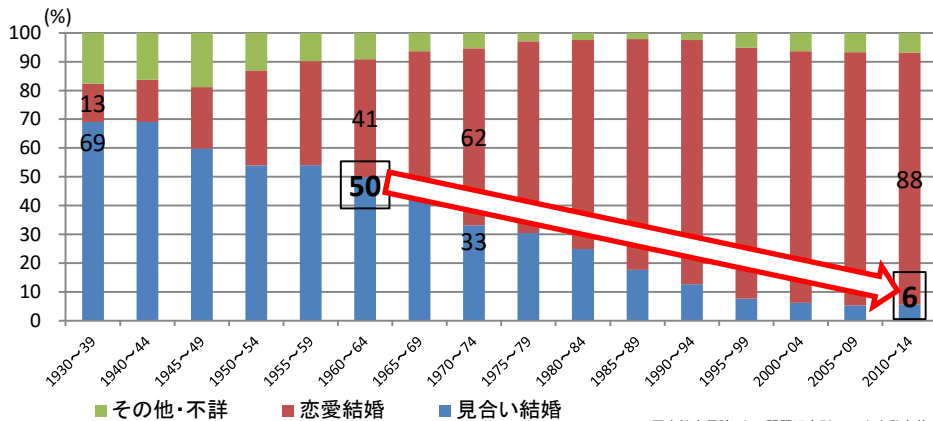
○結婚できない理由は「適当な相手にめぐり合わない」が圧倒的

(%)

理由	18-24歳	25-34歳	性別
①適当な相手にめぐり合わない	30.4	45.3	男性
	18-24歳	37.3	
②結婚資金が足りない	24.4	29.1	女性
	18-24歳	19.9	
③異性とうまく付き合えない	12.8	14.3	男性
	18-24歳	7.6	
	25-34歳	15.8	女性

(国立社会保障・人口問題研究所：H27出生動向基本調査)

○この50年で結婚のきっかけには大きな変化！



(1) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充を！

①当初予算規模の大幅拡充と補助率の引き上げを

『少子化克服戦略会議提言』を実現する十分な財源の確保を

- 多様な生き方を尊重し、地域の実情に応じた自治体の取組への支援をさらに継続・強化すべき
- 自治体と連携した企業・団体等の自主的な取組に対する支援の充実

②運用の弾力化を

- 結婚支援センターの運営など複数年度にわたる取組を対象とし、必要な財源を確保

(2) 結婚を応援する経済的支援策の充実・強化を！

- ・結婚新生活支援事業の拡充など、結婚を応援する経済的負担軽減の取組に対する支援
- ・奨学金返済の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成など、返済を支援する取組の拡充
- ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長
- ・結婚する若者の住宅確保への支援、多世代同居や近居型の住まいづくりへの支援
- ・若者の雇用の安定に向けた就職支援・職場定着支援、非正規職員の正規職員への転換や待遇改善施策の充実

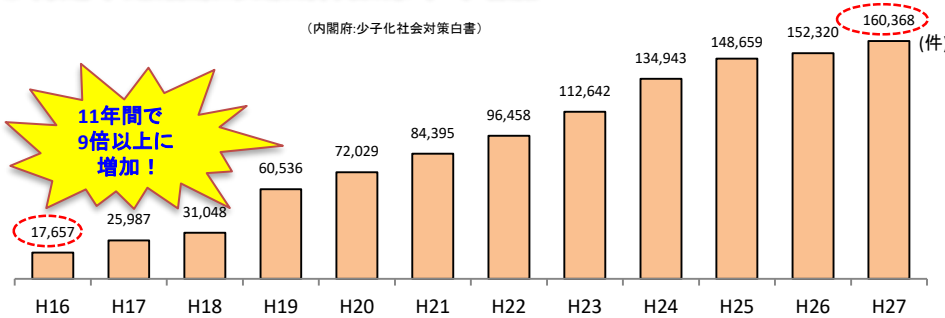
(※重点施策5)

時間的・空間的・経済的制約の解消

【少子化対策・重点施策2】妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

○特定不妊治療の助成件数は年々増加

(内閣府 少子化社会対策白書)



(1) ライフプランの形成促進を！ (地域少子化対策重点推進交付金の拡充を<再掲>)

- ・ 諸外国の例を参考にした、国レベルでの妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発の実施
- ・ 企業等によるキャリア形成の支援

○不妊治療と仕事の両立

- ・ 不妊治療をしたことがあると答えた人のうち、不妊治療と仕事の両立ができずに退職した方は16%
- ・ 不妊治療と仕事を両立している人のうち、両立が難しいと感じた人は87%

両立のために会社や組織に希望する制度	回答者数
不妊治療のための休暇制度	73
柔軟な勤務を可能とする制度	57
有給休暇を時間単位で取得できる制度	54
有給休暇など現状ある制度をとりやすい環境作り	51
特に希望することはない	75

両立が
困難な状況！

(厚生労働省H29年度 不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査研究事業調査結果報告書)

(2) 不妊治療等への支援の拡充を！

- ・ 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度や時間単位年次有給休暇制度の企業への導入促進
- ・ 特定不妊治療の助成額引上げや助成回数上限の緩和(例えば第2子以降)、一般不妊治療への助成、不妊治療の保険適用化及びがん患者の治療前精子・卵子の保存や不育症の治療に係る助成の検討

時間的・経済的
制約の解消

○分娩取扱医師数の動向 (2012年と2006年との比較)



(3) 小児・周産期医療の充実を！

- ・ 地域医療介護総合確保基金などの財源の安定的確保と、制度の柔軟な活用による人材確保と環境整備
- ・ 離島等遠隔地からの妊婦健診及び分娩の際に要する交通費負担等への補助制度の創設
- ・ 大学や地域の研修施設への人的・財政的支援による医師確保対策の強化

【少子化対策・重点施策3】子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

経済的負担

○ とりわけ負担の大きい子どもの教育費用 (H28:万円)

教育費		公立	私立
合計		1,147	2,573
内	幼稚園	70	145
	小学校	193	917
	中学校	144	398
	高等学校	135	312
訳	大学(学費・住居等)	605	801

(幼稚園～高等学校:文部科学省「H28子どもの学習費調査」 / 大学:日本学生支援機構「H28学生生活調査」)

全て公立でも
1千万円超!
全て私立なら
約2千5百万円超!

育児の負担感

経済的要因(7割)に加え育児負担や仕事の問題が増加

「理想」と「予定」に乖離がある理由	理想2人 予定1人	理想3人 予定2人
子育て・教育にお金がかかりすぎる	43.8%	69.8%
高年齢で生むのは嫌だから	42.4%	38.1%
欲しいけれどできないから	34.8%	9.8%
これ以上の育児負担に耐えられない	14.1%	21.0%
仕事に差し支える	11.8%	18.7%

(国立社会保障・人口問題研究所: H27出生動向基本調査)

(1) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充を!

<再掲>

- 当初予算規模の大幅拡充と運用の弾力化
- 国と地方が連携して重点的に取り組むべき施策に対する補助率を引き上げ(施策例)
 - ・ 男性の家事・育児への参画促進
 - ・ 地域の子育て支援サービスの情報をインターネットで一元的に「見える化」する取組
 - ・ 子連れコワーキングスペースの整備
 - ・ その他子育てにやさしい社会づくりに向けた機運の醸成

『少子化克服戦略会議
提言』を実現する
十分な財源の確保を

(2) 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減を!

- 待機児童の解消と幼児教育・保育の質の確保とともに、必要な安定財源を国の責任で確保した上で、無償化の早期実現
- 保育等を利用していない家庭への支援
- 放課後児童クラブにおける待機児童の解消と利用料の無償化
- 病児保育利用料の無償化に向けた財政支援の実施
- 給付型奨学金の大幅な拡充や無利子奨学金の基準の緩和
- 全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設
- 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止
- 子育て世帯への低廉で良質な住まいの提供
- 企業における子育て世帯に対する手当の拡充への支援
- 特定扶養控除の対象拡大・増額
- 結婚・子育て資金及び教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長
- 多子世帯に有利な税制・保険・年金制度等の検討

別紙①

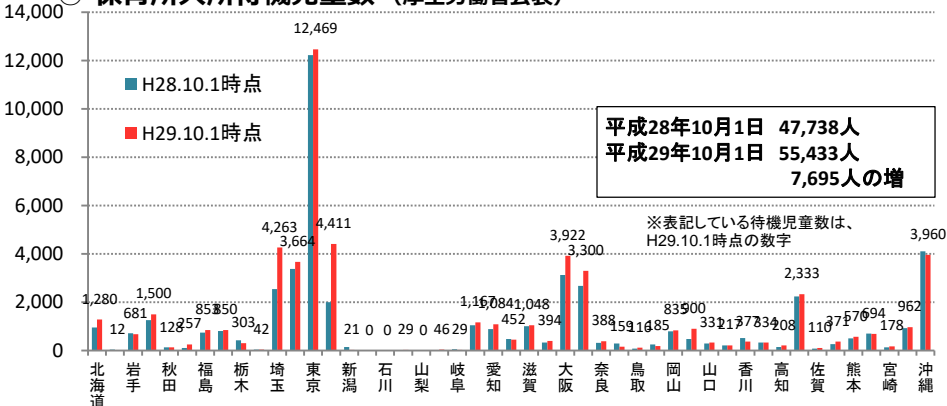
経済的制約
の解消

(3) 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充を!

- 待機児童の解消に向けた保育士等の確保や保育所整備対策の抜本強化と加速化
「子育て安心プラン」の実行に要する財源の確保、保育士等の処遇改善、研修支援の充実、資格試験の機会拡充、潜在保育士の就職支援の強化、保育士修学資金貸付事業等の当初予算化、土地利用に関する税制優遇措置の創設 など
- 病児保育事業などの保育サービスの拡大
病児保育事業に係る人材確保と専門的スキル向上への支援、安定的運営に必要な基本分単価の増額、広域連携によるサービスの提供と利便性の向上
放課後児童支援員等の処遇改善など放課後児童クラブへの支援の充実、ファミリーサポートセンター事業の一層の拡充に向けた要件緩和

時間的・空間的
制約の解消

保育所入所待機児童数 (厚生労働省公表)

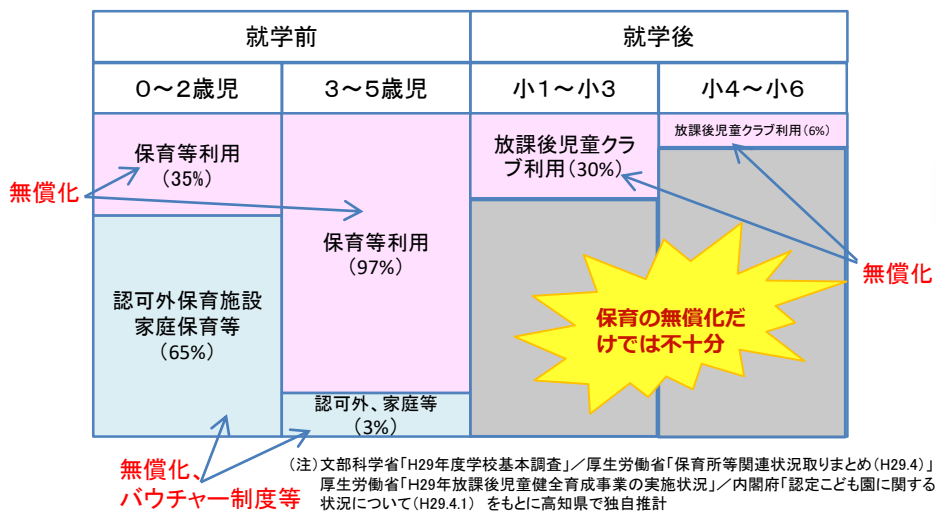


別紙① 幼児教育・保育の無償化を含めた経済的負担の軽減

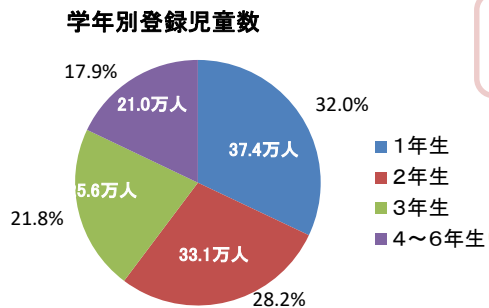
- 政府においては、幼児教育・保育の無償化を一気に加速するとされており大いに評価。確実な実施を期待。
- 一方、家庭で保育を行う世帯を含め全ての子育て世帯が負担軽減を享受する仕組みの構築が必要。

現状と課題

◆ より多くの子育て世帯が負担軽減を享受できるしくみを



◆ 放課後児童クラブの登録児童数



(厚生労働省：H29年放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(H29.5.1現在))

幼児教育の無償化

『経済財政運営と改革の基本方針2018』

- 【対象】 認可、認可外（保育の必要性の認定が必要）を問わず、
- ・ 3歳から5歳までの全ての子供
 - ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供
- 【実施時期】 2019年10月からの全面的な実施を目指す

提言：幼児教育・保育の無償化を含めた子育て世帯の負担軽減

- 1 **待機児童の解消と保育料の無償化の早期実現**
 その際、負担軽減と幼児教育・保育の質の確保、量的充実とともに、国の責任において、必要な地方財源をしっかりと確保することが必要
- 2 **家庭で保育を行う世帯への対策も必要**
家庭での保育を行う家庭へのバウチャー券の配布等の支援を実施
 (対象者) 保育料の無償化の対象とならない0～5歳の子どもがいる家庭
 (使途) ベビーシッター、一時預かり等の利用
- 3 **さらには、切れ目なく子育て家庭を応援するため小学生への対策も必要**
放課後児童クラブにおける待機児童の解消と利用料の無償化

◆ 0～5歳

認可・認可外保育所等	左記以外
無償化	バウチャー制度等

◆ 6～11歳

放課後児童クラブの無償化

※所得制限については財源も含めて検討が必要

【少子化対策・重点施策4】子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

○ 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源確保

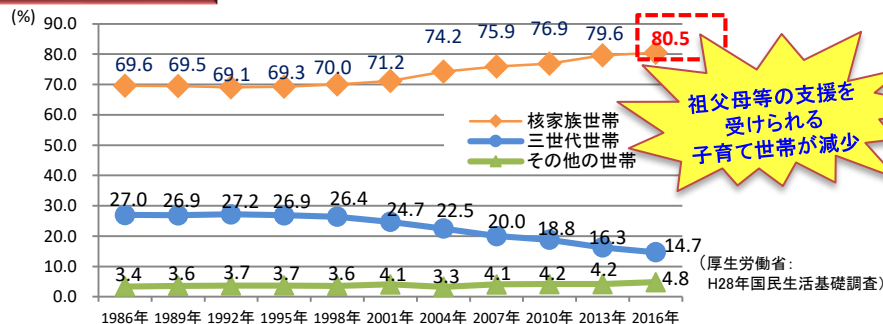
○ 新制度に係る様々な課題の改善方策などの継続的な検討

(例) 3歳未満の在宅育児家庭の子どもに対する支援、保育所等に対する監査指導体制の強化など保育の質の確保に必要な財政措置の充実 など

【少子化対策・重点施策5】働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行

育児の担い手の減少

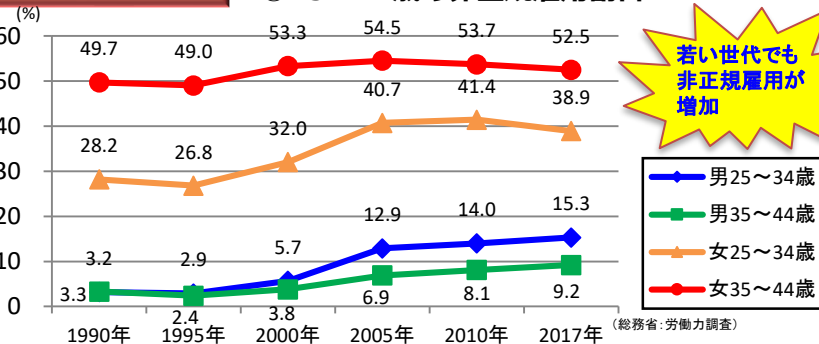
○ 児童のいる世帯の状況



祖父母等の支援を受けられる
子育て世帯が減少

非正規雇用の増加

○ 25～44歳の非正規雇用割合



若い世代でも
非正規雇用が増加

労働時間

○ 週60時間以上の男性就業者の割合 (2017年)

年齢	割合	年齢	割合
20歳代	10.0%	50歳代	12.4%
30歳代	15.0%	60歳以上	6.5%
40歳代	15.4%	全体	12.0%

（総務省：労働力調査）

30代、40代は
他の年代に比べ
高い水準！

(1) 若者の労働環境の改善を！

- 若者の雇用の安定に向けた就職支援・職場定着支援
- 非正規職員の正規職員への転換や待遇改善策の充実

時間的・空間的・
経済的制約の
解消

(2) 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直しを！

- 男性の育児参画を促進する仕組みの導入と仕事と子育てを両立できる職場環境づくり

・ 時間単位年次有給休暇制度の企業への導入促進や育児休業制度の拡充等

・ 育児休業の分割制度の導入、日本版「パパ・クオータ制」の導入の検討、

・ 短時間勤務に伴う収入減に対する支援など → 別紙②

- ・ 長時間労働の是正
- ・ イクボス（仕事と生活の調和推進リーダー）の取組の推進
- ・ 男性の家事・育児参画促進の取組強化
- ・ 配偶者の出産直後の休暇を含む休暇制度の充実と制度を利用しやすい職場風土の醸成
- ・ 職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止対策の推進

- キャリア形成に対する支援の拡充

・ 希望に応じて確実に復職・再就職できる仕組みの構築の検討

・ 育児休業中の従業員のスキルアップや早期の職場復帰を

サポートする企業・団体への支援 → 別紙③

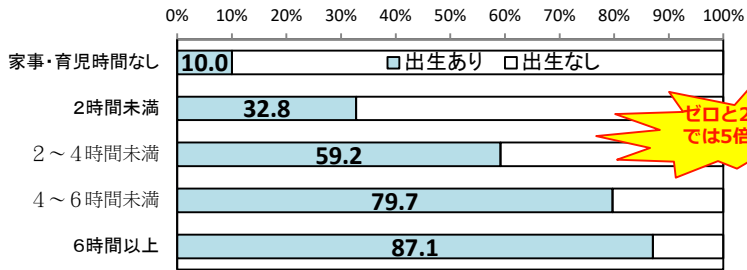
・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の拡充、テレワークなど柔軟な働き方が可能となる環境整備など

- ・ リカレント教育の受講支援及び就労支援のための情報発信
- ・ 育休中も勤務を継続しているとみなす昇給制度等を導入した企業への支援の検討

●子育ての負担が女性に偏っている現状を変え、男性が進んで育児に参画できる環境づくりが必要。

◆育児の負担軽減には夫の家事・育児参画が欠かせない

夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合



ゼロと2～4時間では5倍以上の差

(厚生労働省:H27第14回21世紀成年者縦断調査)

◆日本の男性の育児休業取得率は依然として低水準

国名	育児休業取得率(男)	合計特殊出生率(2016)
日本	5.1%	1.44
スウェーデン	88.3%	1.85
ノルウェー	90.0%	1.72

取得を希望しながら取得できない現状

(厚生労働省:H29年度雇用均等基本調査/独立行政法人労働政策研究・研修機構2017年3月「ヨーロッパ育児・介護休業制度」/世界銀行>Data Indicators)

- ・育児休業取得期間 男性は5日未満が最も多く、1カ月未満が8割
- ・一方で子どものいる男性の3割が育児休業の取得を希望

(内閣府:H27年度調査 少子化社会に関する国際意識調査報告書)

◆育児休業を取得しなかった理由

理由	割合
業務が繁忙で職場の人手が不足していた	38.5%
職場が育休を取得しづらい雰囲気だった	33.7%
自分にしかできない仕事や担当している仕事があった	22.1%
収入を減らしたくなかった	16.0%

育児休業を利用しやすい制度と職場の環境づくりを

(厚生労働省:H29年度 仕事と育児の両立に関する実態把握のための調査研究事業 労働者調査結果)

提言：男性の育児参画を促進する仕組みの導入

- 1 現行制度により、育児のための休暇取得を後押し
 ① **時間単位年次有給休暇制度の企業への導入促進**
- 2 制度の見直しにより、休業取得のハードルを下げる
 ① **育児休業の分割など、弾力的な育児休業制度の導入**
- 3 制度の見直しにより、休業取得にインセンティブを与える
 北欧では、「パパ・クォータ制」の導入により、男性の育児休業取得率アップを実現！
 ① **我が国においても、日本版「パパ・クォータ制」の導入を検討すべき**

例えば……支給割合の引き上げを行うなど、男性の育休取得を促進
 休業期間の延長と給付金支給割合の引上げを選択制に

	現行	改善例
育児休業取得者	父母どちらか一方	両親とも育児休業を取得 (パパママ育休プラス)
期間	子が1歳に達する日まで ※保育所に入れない場合など →1年6カ月(H29.10～2年)	1歳2ヶ月まで延長可能 ※1人が取得できる期間 1年間 (女性は出生日以後の産休期間含む)
育児休業給付金	賃金月額67% 休業開始から6カ月経過後は50%	同左(各自) 賃金月額67% ±α (父の取得期間に応じて漸増)

男性は育休期間「5日未満」が56.9%
 まずは1月を目標

待機児童の9割近くが0～2歳児であるとの観点から

- ① **父親の短時間勤務の促進として一定期間の短時間勤務を条件に父の短時間勤務に伴う収入減に対する支援**

- ① **企業等が上記に該当する従業員の代替要員を確保する場合の支援として「両立支援等助成金」の拡充**

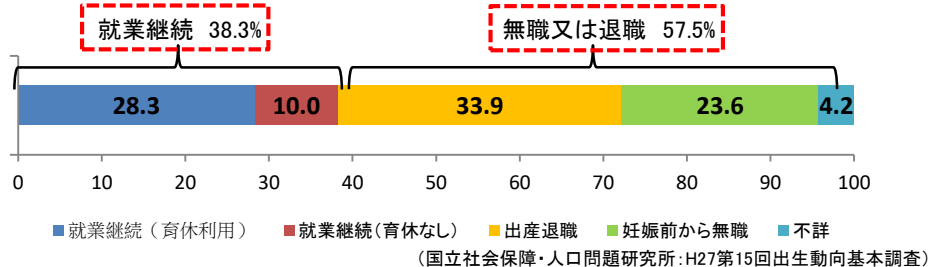
- ・対象：中小企業のみ⇒すべての企業
- ・助成金（1人当たり）：47.5万円⇒額の引き上げ

※財源については、公費の負担率の引き上げに加え、雇用保険料の引き上げなど社会全体で分かち合うことも必要

別紙③ キャリアへの不安を解消する～女性の復職・再就職・キャリアへの支援の拡充～

- 出産や子育てを理由に離職したとしても、希望すれば確実に復職、再就職できる予見可能性のある仕組みの構築を検討する必要。
- また、「キャリア形成にとってマイナスになるのではないか」との不安を解消し、出産や子育てと仕事の両立に対する安心感を高めることが必要。

◆ 第一子出産前後の妻の就業状況 (2010年～14年)



◆ 無職の妻の就業希望

子どもを産み終えた無職の妻の86%が就業を希望

希望する従業上の地位	割合
正規の職員	7.7
パート・アルバイト、派遣・嘱託・契約社員	87.5
自営業主・家族従事者・内職	4.3
不詳	0.5

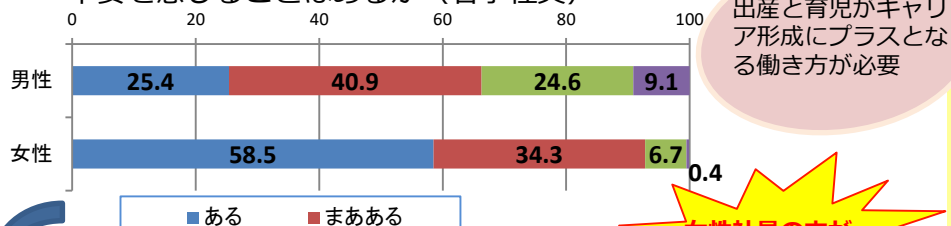
(国立社会保障・人口問題研究所:H27第15回出生動向基本調査)

ニーズに応じた働き方ができる環境整備が必要

◆ キャリア継続 (%)

○ 子どもを育てながら仕事を継続するに当たって、

不安を感じることはあるか (若手社員)



出産と育児がキャリア形成にプラスとなる働き方が必要

女性社員の方が男性社員よりも不安が大い

具体的な不安として

○ 「今後のキャリアについて不安」と回答 ⇒ 男性16.6% に対して 女性30.6%

(公益財団法人21世紀職業財団「若手女性社員の育成とマネジメントに関する調査研究」(2015.12月))

提言：女性のキャリア形成に対する支援の拡充

■ 育児のために離職した女性の復職や再就職に向けた支援の拡充

○ 希望に応じて確実に復職、再就職できる予見可能性のある仕組みの構築の検討

…検討の方向性

- ① 潜在的な就労希望の掘り起こし、就労支援、求人開拓、就労後も含めた相談対応とキャリア形成支援までのワンストップ窓口の強化
- ② ①により蓄積した相談事例に基づくニーズ分析と、企業との分析結果の共有による、就労のニーズに即した柔軟な働き方の実現

■ 育児休業期間中の女性のスキルアップ(資格の取得等)や早期の職場復帰をサポートする企業・団体等への支援

希望に応じて

○ 「両立支援等助成金」へのメニューの追加

- ・ 育児休業期間中の女性の通信制講座(大学)・eラーニング受講料等を支援する企業・団体等への助成の新設
- ・ テレワークなど柔軟な働き方を選択できる環境(ネット等)整備を行う企業・団体等への助成の拡充

○ 「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」の拡充

- ・ 残業や夜勤等においてベビーシッターを利用した際に支援を行う企業・団体等への助成の拡充
- ・ 育児休業期間中の講座等受講時のベビーシッター利用への支援

子どもの貧困対策の推進

～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～

子どもたちの厳しい状況

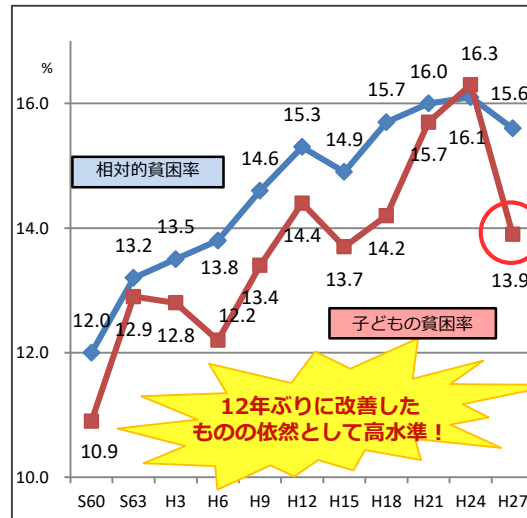
経済的な面では

- 17歳以下の子どもの貧困率は13.9%
約7人に1人の子どもが貧困の状態
- 子どもがいる現役世帯のうち
大人が一人の世帯の貧困率は50.8%

経済的な要因のみならず

- 家庭の教育力の低下
- 地域の見守り機能の低下 など

子どもの貧困率

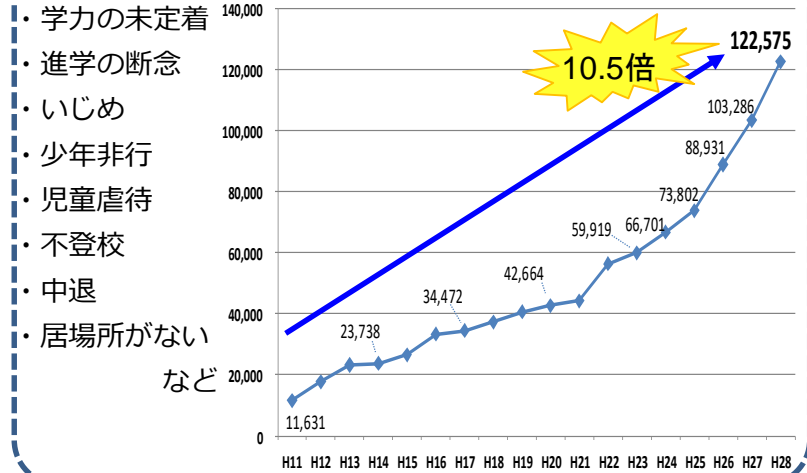


12年ぶりに改善した
ものの依然として高水準!

出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

子ども一人一人が様々な厳しさに

児童虐待相談対応件数の推移



10.5倍

出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

子どもの貧困問題は社会にとっても大きな損失

- 子どもの貧困の放置による社会的損失 4兆円
(15歳の1学年のみの試算) 日本財団H27.12月レポート

一人一人の子どもたちが、自身の努力の及ばない不利な環境により、将来への道を閉ざされることのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできる環境整備が急務

- ◆ 子どもたち一人一人の将来のために、貧困の世代間連鎖を解消することは国全体で取り組むべき喫緊の課題!
- ◆ 取組の成果は、社会全体に様々な面で大きなプラスの効果をもたらす!
- ◆ 社会全体で厳しい環境にある子どもたちに目を向け、子どもたちの健やかな成長を見守ることが必要!

子どもの貧困対策の推進

～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～

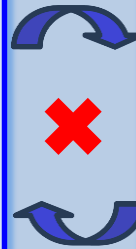
一人一人の子どもたちが、夢と希望を持って、安心して育つことのできる環境整備を進めるためには、子どもたちの発達や成長の段階に応じた、きめ細かな総合的な支援策の充実・強化が必要

- 幼少期においては、生活や就労面などを中心に保護者への手厚い支援策の充実
- 学齢期を重ねるに従って、学びの場や居場所づくりなどといった子どもたち自身を見守り育てる支援策の充実

重点
施策
1

1 保護者等への支援策の抜本強化 ～自立支援等による好循環の創出～

- (1) 保護者の子育て力の向上
 - ① 就学前の子どもの保護者への個別支援の充実
 - ② 親支援・親育ての促進
- (2) 母子保健から児童福祉への切れ目のない連携と児童相談所の体制強化による児童虐待の防止
 - ① 児童虐待の早期発見・早期対応
 - ② 子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進
 - ③ 児童相談所の体制強化
 - ④ 児童相談所間・自治体間の円滑な情報共有の迅速化
 - ⑤ 関係機関の連携強化
- (3) 住まい・就労・生活への支援
 - ① ひとり親家庭への支援策のさらなる拡充
 - ② 母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金のさらなる充実



重点
施策
2

2 子どもたちへの支援策の抜本強化 ～学ぶ意欲を支える学習支援等～

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
 - ① 保育士・幼稚園教員の処遇改善や研修機会の充実
- (2) 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化
 - ① 教職員定数の拡充
 - ② 教育相談体制の強化
 - ③ 放課後等における学習の場の充実
 - ④ 地域と学校との連携・協働の強化
- (3) 子どもの居場所の確保・充実
- (4) 進学に向けた支援
 - ① 低所得家庭に対する教育費負担軽減施策の確実な実施
- (5) 「新しい社会的養育ビジョン」の理念の実現
 - ① 社会的養育の充実
 - ② 児童養護施設等の自立相談支援体制の強化

重点
施策
3

都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援

子どもの貧困対策の抜本強化

妊娠～乳幼児期

小学校

中学校

高等学校等

子どもたちへの支援策の抜本強化！

社会的養育の充実

- 里親委託や養子縁組の推進
- 児童養護施設等における家庭的養育の推進
- 児童養護施設等の自立相談支援体制の強化

就学前教育の充実

教育・保育の質の向上

- 子育て力向上への支援
- 保育料の軽減・無料化
- 加配保育士の配置拡充等
- 保育サービスの充実
- 地域ぐるみの子育て支援の推進

保護者の子育て力の向上

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

地域連携による交流の場の提供と日常的な見守り
地域子育て支援センター、多機能型保育事業所等

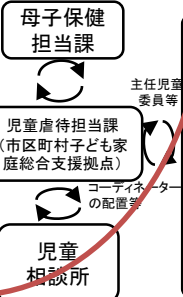
子育て家庭をつなぐ

子育て世代包括支援センター

- 保健師等
- 産前・産後ケア
- 乳児家庭全戸訪問
- 妊婦健診・乳幼児健診

リスクアセスメント

地域の見守り体制



児童相談所の取り組みのさらなる充実・強化

学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

健康的な体づくり＝早期からの健康的な生活習慣づくり

学力の向上＝

教職員定数の拡充

- 「健康日本21」の推進
- 少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実
- 小中学校等における生徒指導強化

学びの場づくり＝

放課後等における学習の場の充実

- 放課後等における学習支援の充実(学習支援員の配置拡充)
- 放課後子ども総合プランの推進(放課後子供教室・児童クラブの設置拡充・利用料無償化等への支援)
- 特に厳しい環境にある子ども達の学び場づくり

子どもの居場所の確保・充実

○「子ども食堂」への支援 見守り体制の充実＝

地域と学校との連携・協働の強化

○地域学校協働本部(学校支援地域本部)の活動への支援

教育相談体制の強化

いじめ防止対策

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充

住まいへの支援

- 生活困窮者への住居確保給付金
- ひとり親家庭等の公営住宅入居の優遇措置

就労への支援

- ファミリー・サポート・センター事業の普及推進
- ひとり親等の資格取得・就労支援策の充実・強化
- 生活困窮者等の就労訓練事業所の確保と就労支援

生活への支援

- 児童扶養手当の拡充
- 各種貸付制度の充実(母子父子寡婦福祉資金等)
- 教育費の確保と負担軽減
- 生活扶助費・生活困窮者の家計相談支援
- 養育費の確保

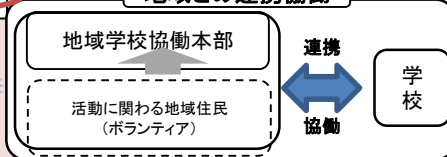
児童虐待防止対策

子どもたちの命の安全・安心の確保

要保護児童対策地域協議会等の機能強化

民生児童委員等、地域における見守り活動の充実・強化

地域との連携協働



入口対策

- 万引き・深夜徘徊防止
- 効果的な普及啓発

立直り対策

- 地域若者サポートステーションや少年サポートセンター等による立直り支援

非行防止対策

予防対策

- 学校・警察連絡制度の効果的な活用
- 民生児童委員等による見守り活動の実施

進学に向けた支援

- 教育費負担の軽減
- ・給付型奨学金の拡充
- ・私立学校の授業料の無償化 など

就労等に向けた支援

- 地域若者サポートステーション等による就労支援や学び直しへの支援

保護者等への支援策の抜本強化

子どもの貧困対策計画の推進

○ 今回の提案項目

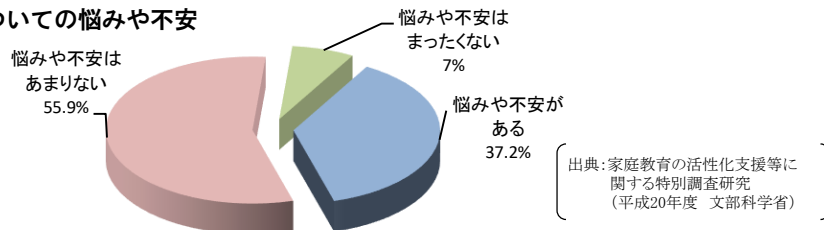
「大人の貧困」と「子どもの貧困」の連鎖を断つ！

【子どもの貧困対策・重点施策1】保護者等への支援策の抜本強化

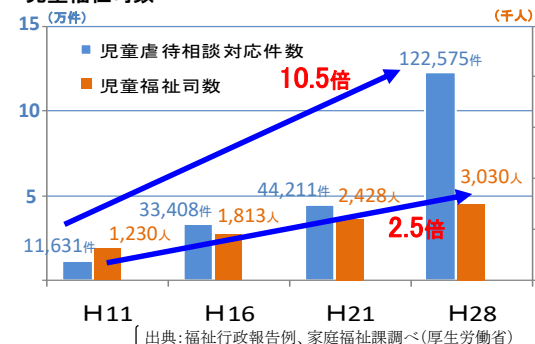
子育て家庭の現状・児童虐待の現状

- ①子育てに対し悩みや不安を抱えている保護者が約4割
- ②H26年度の児童虐待対応件数は15年前の7.6倍！複雑・困難なケースも増加
- ③H25年度の心中以外の児童虐待死亡事例のうち、3歳未満の乳幼児の割合は66.6%
H17年度から18.4ポイント増加

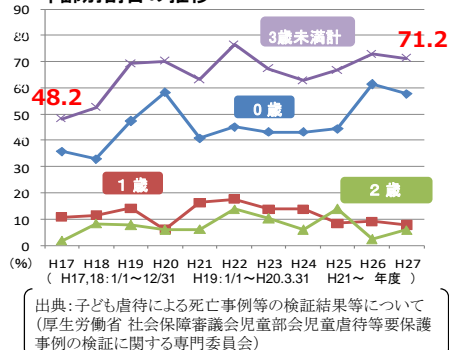
■子育てについての悩みや不安



■児童相談所における児童虐待相談対応件数と児童福祉司数



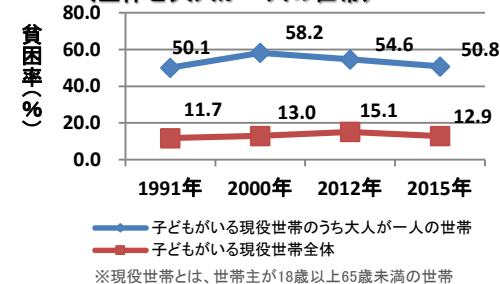
■心中以外の児童虐待死亡事例の子どもの年齢別割合の推移



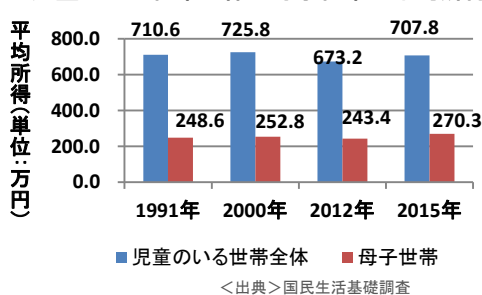
ひとり親家庭の現状

- ①子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は、子どもがいる現役世帯全体の貧困率の約4倍！
- ②母子世帯の平均所得は児童のいる世帯全体の4割以下！

■子どもがいる現役世帯の貧困率（全体と大人が一人の世帯）



■児童のいる世帯全体と母子世帯の平均所得



保護者の子育て力の向上

- ◆乳幼児期における語彙数や幼児期に身につけた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果
- ◆人間形成の基礎が培われる乳幼児期における保護者への支援の大幅な拡充が必要

①就学前の子どもの保護者への個別支援の充実

- ・保育所において保育だけでなく、子どもとの関わり方についての助言など、親への支援も行う保育士等の配置に要する財政支援の強化
- ・子どもの状況を適正かつ円滑に小学校に引き継ぐなど、生活面で課題を有する家庭と関係支援機関とをコーディネートする人材を保育所等において確保する仕組みの導入

②親支援・親育ての促進

- ・乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力の向上への支援
- ・乳児院などを活用し、親子が共に生活をしながら養育と親育てを行うことができる制度の構築

母子保健から児童福祉への切れ目のない連携と児童相談所の体制強化による児童虐待の防止

◆児童虐待の相談ケースは増加の一途

⇒さらなる児童相談所の体制強化が必要

◆特に児童虐待により死亡した子どもの約7割が0歳～2歳までの乳幼児であり、その対策の強化が必要

◆警察をはじめとする関係機関との連携強化が必要

別紙①

住まい・就労・生活への支援

◆経済的に厳しい環境にある家庭に対して、手厚い経済的支援や保護者の安定した就労への支援が必要

①ひとり親家庭への支援策のさらなる拡充

- ・高等学校卒業程度認定試験や自立支援教育訓練のための講座期間中の生活支援策の創設、高等職業訓練促進給付金の支給額の増額、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の継続実施など資格取得及び技能習得支援策の拡充
- ・児童扶養手当額の増額及び所得制限の引き上げや、多子加算額の支給額減減措置の撤廃
- ・医療費助成制度の創設
- ・医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止
- ・養育費確保に向けた公的な支援制度の検討
- ・民間アパート等を活用した母子保護に対する補助制度の創設

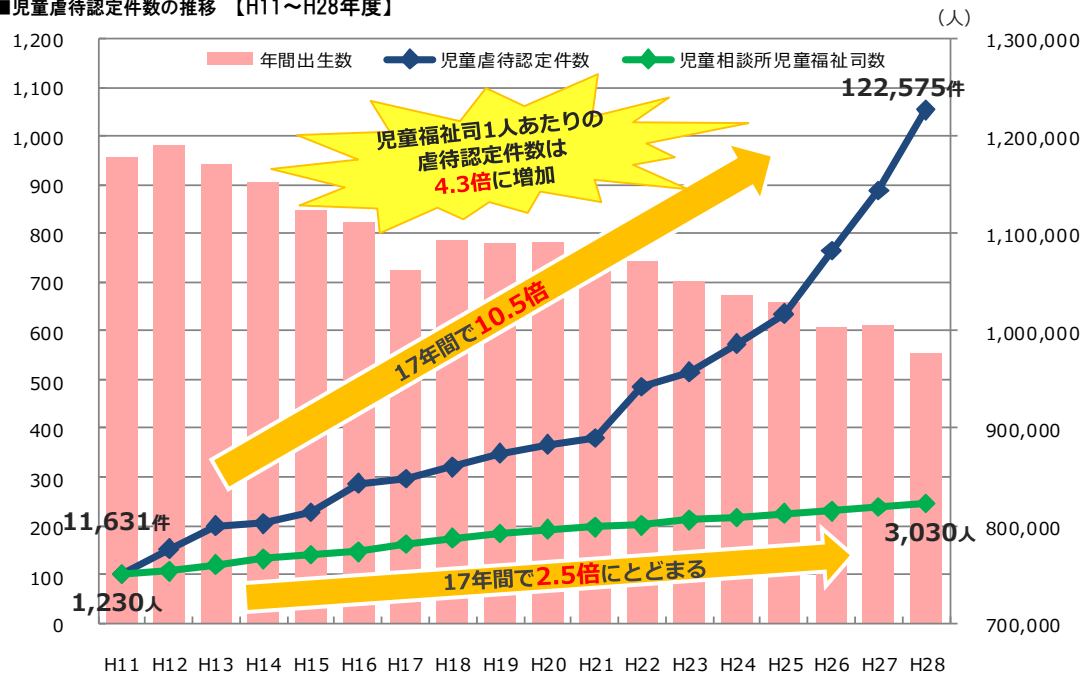
②母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金のさらなる充実

- ・母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ
- ・両資金の貸付限度額の引き上げ

別紙①-1 母子保健から児童福祉への切れ目のない連携と児童相談所の体制強化による児童虐待の防止！

<現状>

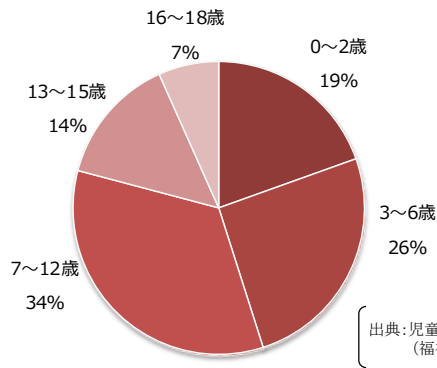
■児童虐待認定件数の推移【H11～H28年度】



※グラフの児童虐待認定件数、児童相談所児童福祉司数はH11年度を100とした時の割合で表記（左軸）

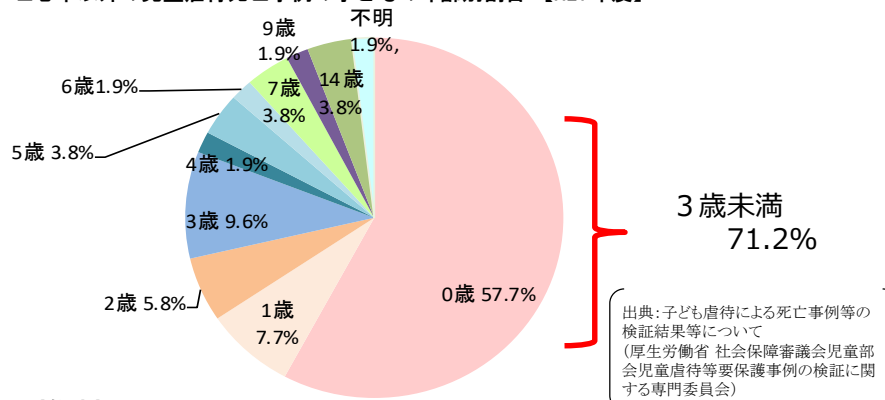
出典：年間出生数：人口動態統計（厚生労働省）
児童虐待認定件数：福祉行政報告例（厚生労働省）
児童福祉司数：厚生労働省子ども家庭局調べ

■被虐待者の年齢別割合【H28年度】



出典：児童虐待相談対応件数（福祉行政報告例（厚生労働省））

■心中以外の児童虐待死亡事例の子どもの年齢別割合【H27年度】



出典：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（厚生労働省 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）

（参考）

	0日児の死亡（※1）	母子健康手帳未発行の児童の死亡（※2）	妊婦健診未受診の児童の死亡（※2）
虐待による死亡事例における割合	18.3% (このうち望まない妊娠の割合は74.2%)	18.4%	22.4%

（※1）平成15年7月～27年度累計 （※2）平成17年1月～27年度累計

※ 国においても、先般、児童福祉法等が一部改正され取組を強化（H28.6.3公布）

- 母子保健と児童福祉の連携強化等
 - ・子育て世代包括支援センターの法定化とH32年度を目標とした全国展開
 - ・要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職の配置 等

<課題>

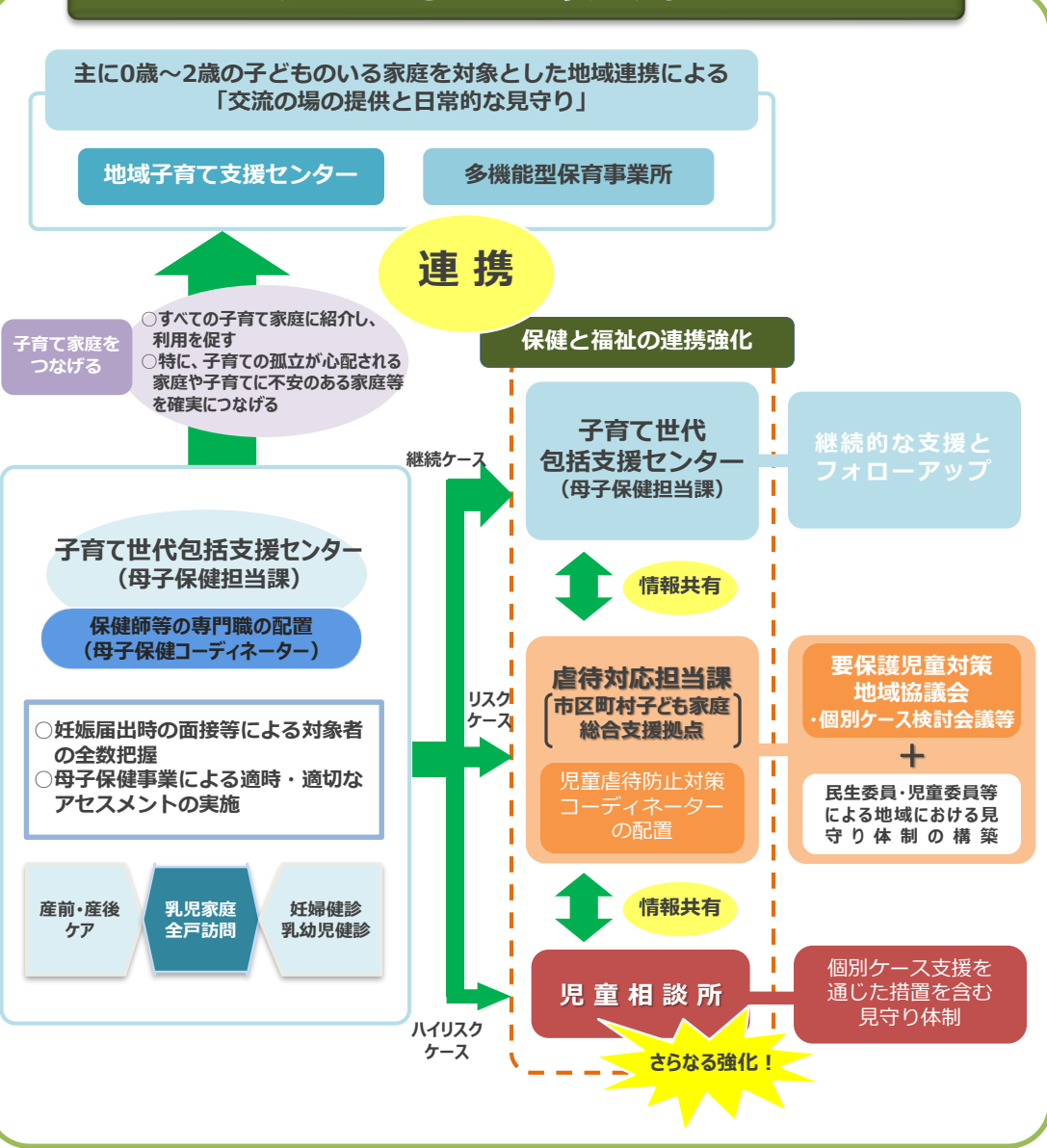
◆母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりの加速化とさらなる児童相談所の体制強化

- ①母子保健施策を中心とした児童虐待の予防及び早期発見
- ②児童相談所をはじめとする児童虐待に関係する機関の体制のさらなる強化
- ③関係機関間での連携のさらなる強化
- ④地域で子どもや家庭を見守る体制の構築

別紙①-2 母子保健から児童福祉への切れ目のない連携と児童相談所の体制強化による児童虐待の防止！

＜提言＞ 地方財源の確保を含め「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の確実な実施を！！

地域における子どもの見守り連携体制のイメージ



児童虐待の早期発見・早期対応

◆母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりの加速化

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開に向けて、設置を促進するための専門的な人材及び必要な財源の確保
- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門性の確保や「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の整備促進に向けた、市町村における体制の充実と人材育成、財政支援等の強化

子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進

- ・地域福祉の中心的な役割を担う、民生委員・児童委員の活動費用の充実

児童相談所の体制強化

◆「児童相談所強化プラン」を基盤としたさらなる体制強化に向けた支援及び専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースの増加への対応

- ・職員の専門性の向上に向けた支援や複雑・困難化する児童相談の現状に対応するため、児童福祉司の配置基準の見直しや児童心理司の配置基準の法定化による児童相談所の体制強化に向けた地方交付税措置を含む財政支援の拡充
- ・一時保護所における処遇困難児の増加に十分対応できる職員の配置基準の見直しと地方交付税措置の拡充
- ・法律に関する専門的な知識・経験が必要な業務に、迅速・的確に対応するため、弁護士等の配置等への国庫補助金の補助対象経費等の拡充

児童相談所間・自治体間の円滑な情報共有の迅速化

- ◆速やかに援助体制を確保し、切れ目のない相談・支援体制の確保
- ・管外の児童相談所へのケース移管や情報提供等を行う際に、切れ目のない相談・支援体制を確保するための全国統一のルールづくりや、国による全国の児童相談所間の情報共有システムの構築

関係機関の連携強化

- ◆要保護児童等を早期に把握し、迅速かつ的確に支援を開始するための警察等の連携体制の構築
- ・困難な児童虐待事案対応時の警察官同行をはじめ確実な情報共有の仕組みづくりなど、警察との密接な連携体制の構築
- ・児童相談所が児童虐待の防止等に関する調査をより的確に実施するため、様々な機関等に対して、関係資料等の提供を要求できるようにするとともに、要求を受けた当該機関等に応諾義務を課すための法の改正

【子どもの貧困対策・重点施策2】子どもたちへの支援策の抜本強化①

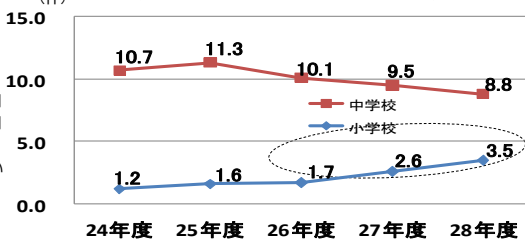
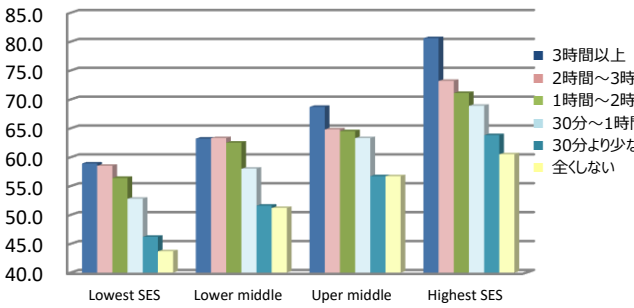
子どもたちの学力と生徒指導上の諸問題の現状

- ①家庭の経済状況が子どもたちの学力に大きく影響
- ②小学校における暴力行為発生率が過去最多、不登校児童生徒数も近年増加

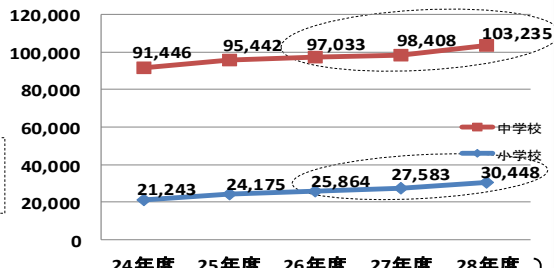
■SES別 平日の学習時間と教科の平均正答率<小学校・国語A> ■学校内外における暴力行為発生率の推移

家庭の社会的経済的背景(SES)と子どもの学力との間には強い相関がある

(件) (1,000人あたりの暴力行為発生件数)



■不登校児童生徒数の推移



出典：平成25年度 全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究（お茶の水女子大学）

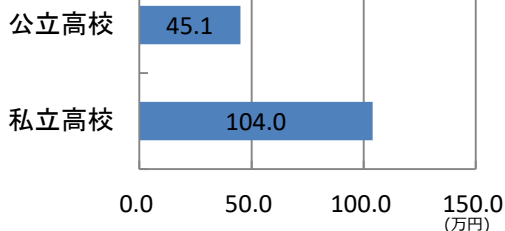
・家庭の社会的経済的背景(SES)：保護者に対する調査結果から、家庭所得、父親学歴、母親学歴の三つの変数を合成した指標。当該指標を四等分し、Highest SES、Upper middle SES、Lower middle SES、Lowest SES に分割して分析

出典：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

教育費や子どもたちの進路の現状

- 公私間で教育費に格差

■子ども一人当たりの年間学習費総額 (高等学校)

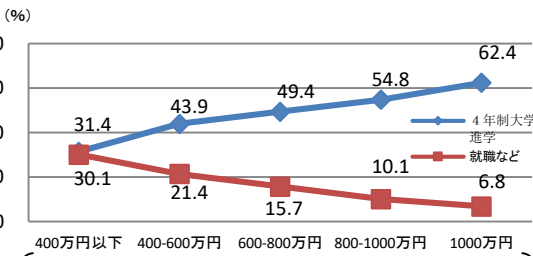


※高等学校等就学支援金制度等による支援措置後の総額

出典：平成28年度「子供の学習費調査」(文部科学省)

- 家庭の経済状況が子どもたちの進学に大きく影響

■両親年収別の高校卒業後の進路



出典：東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」(2007)

乳幼児期の教育・保育の充実

○保育士・幼稚園教員の処遇改善や研修機会の充実

- ・保育士・幼稚園教員の処遇改善
- ・保育士等の専門性を高めるため、独自カリキュラムの作成など質の向上への取組に対する支援の充実

学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

◆貧困の世代間連鎖を断ち切るためには教育の力が重要

① 教職員定数の拡充

- ・少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実や、小中学校等における生徒指導の強化などに向けた教職員定数のさらなる拡充

② 教育相談体制の強化

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充・待遇改善のための十分な財源及び人材の確保

③ 放課後等における学習の場の充実

- ・放課後等における学習支援の充実に必要な財源の確保
- ・放課後児童クラブ利用料の無償化
- ・生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習支援について、国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引き上げなど財政支援の強化

④ 地域と学校との連携・協働の強化

- ・地域による学校支援活動等の充実に必要な財源の確保

子どもの居場所の確保・充実

- ・家庭、学校に次ぐ第三の居場所となる「子ども食堂」などへの財政面も含めた包括的な支援
- ・子ども食堂への全国レベルでの食材供給の仕組みの構築

別紙②

進学に向けた支援

政府においては、所得が低い家庭の子どもたちへの、高等教育の無償化を実現しており大いに評価。確実な実施を期待。

(例)住民税非課税世帯(年収270万円未満)：国立大学の場合 授業料及び入学学金免除など

◆子どもたちの自立に向けた進学支援が必要

○低所得家庭に対する教育費負担軽減施策の確実な実施

- ・高等学校等就学支援金に係る低所得者に対する加算支給額の拡充による私立学校の授業料実質無償化
- ・単位制高校進学者に対する支給制限、支給月数の制限の解消など
- ・高等学校等就学支援金の拡充
- ・高校生等奨学給付金のさらなる充実

子ども食堂の意義

厳しい環境にある子ども・保護者に必要な対策

- 経済的貧困への対応
- 様々な学びへの支援
- 「地域」と「子ども、保護者」のつながり、厳しい環境にある家庭の孤立の防止

◆ 子ども食堂は、

★ 食の提供を行う取組

⇒ 欠食対策、保護者の負担軽減（食事の準備）
食育の推進、共食の機会の提供

★ 地域住民・団体の自主的、主体的な取組

⇒ 地域での子どもの見守り、困った時の支援
地域住民による積極的な学習支援

★ 地域の大人たちや年代の異なる子どもたちが交流できる場

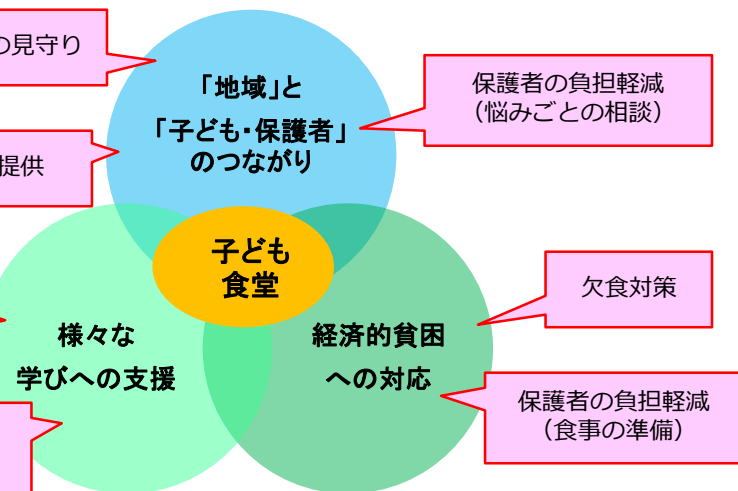
⇒ 自己肯定感の醸成、学校以外での社会性の習得
多様な人材による学習支援、地域での子どもたちの見守り
保護者の負担軽減（悩みごとの相談）

地域の子どもの見守り

共食の機会の提供

食育の推進

自己肯定感の醸成、
社会性の習得



地域での子ども食堂への支援の状況

出典：国及び地方公共団体による「子どもの居場所づくり」を支援する施策調べについて（H29.5.26 内閣府）

★ 子ども食堂の開設および運営にかかる経費等のへ助成

11都府県

★ 企業から無償提供された食品を、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業等に参加する子どもに提供し、県は、学習支援事業実施団体へ事業立ち上げ経費を補助

1県

課題

○ 草の根で支援を行うNPO等は、運営基盤がぜい弱

- ・ イニシャルコスト等の負担が大きい
- ・ スタッフ、運営費、食材の確保が困難

⇒ 持続可能な活動となるような支援が必要

提言

1. 家庭、学校に次ぐ第三の居場所となる「子ども食堂」などへの財政面も含めた包括的な支援！
※自治体と連携した「子ども食堂」の取組を
子供の未来応援交付金の対象に！
2. 子ども食堂への全国レベルでの食材供給の仕組みの構築！

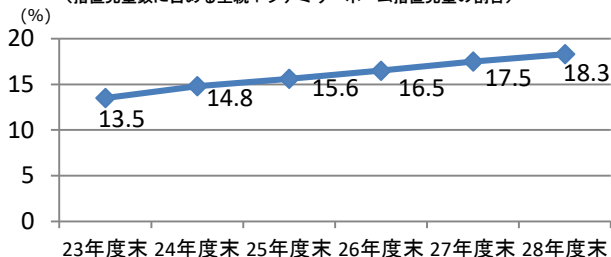
官民の連携・協働により、すべての子どもたちが未来に夢と希望を抱き、安心して暮らせる社会へ

【子どもの貧困対策・重点施策2】子どもたちへの支援策の抜本強化②

里親等委託率と新生児等の新規措置先の現状

■里親等委託率の推移

(措置児童数に占める里親+ファミリーホーム措置児童の割合)



[出典: 福祉行政報告例、家庭福祉課調べ(厚生労働省)]

■新生児等の新規措置の措置先(平成27年度)

	0歳 (1か月未満)	0歳 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満	合計
乳児院	503人	866人	466人	1,835人
里親	76人	180人	142人	398人

[出典: 家庭福祉課調べ(厚生労働省)]

「新しい社会的養育ビジョン」の理念の実現

◆特に厳しい環境にある子どもたちにとって社会的養育の充実が必要

①社会的養育の充実

- ・家庭養育優先原則に基づく里親養育支援体制の整備の強化
- ・里親制度や養子縁組に関する普及啓発と財政支援の拡充
- ・包括的な民間委託や児童相談所直営による取組など、地方の実情に応じて柔軟に対応できるようフォスタリング機関の取組を支援
- ・民法の改正など特別養子縁組の推進
例えば
➢ 特別養子縁組の要件の緩和や父母の同意が得られない場合に児童相談所が特別養子縁組の申立を可能にする等の民法の改正 など

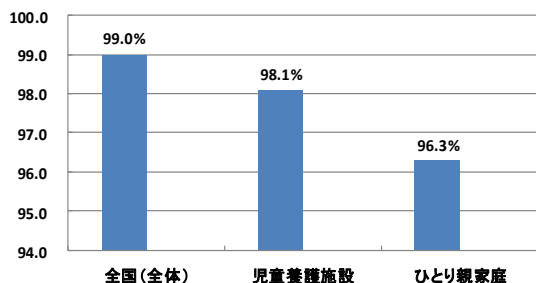
- ・児童養護施設等の小規模・地域分散化、職員の専門性の向上や配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育を充実するために必要な財政支援の拡充

②児童養護施設等の自立支援体制の強化

- ・児童の自立支援を専門に担当する常勤職員を最低基準として配置するための財政支援の拡充
- ・児童養護施設等を退所し、大学等に進学する者に対する給付型の奨学金の拡充

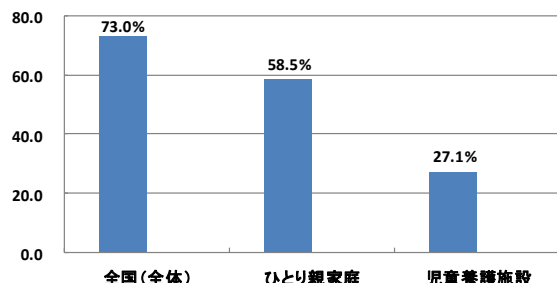
児童養護施設の子どもたちの進学の実況(H29 ※ひとり親家庭H28)

中学校卒業後の進学率



[出典: 全国(全体): 文部科学省・学校基本調査、児童養護施設: 厚労省家庭福祉課調べ、ひとり親家庭: 厚生労働省・全国ひとり親世帯等調査]

高等学校卒業後の進学率



【子どもの貧困対策・重点施策3】都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援

国主体の子どもの貧困の実態調査の実施と情報提供

- 貧困の世代間連鎖の解消に向け、より効果的な施策につなげるため、国において、都道府県別の「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等について統一的な基準で調査するとともに、その結果や算出方法を自治体に情報提供すること

地方が取り組む子どもの貧困対策への継続的な財政支援

- 平成30年度予算で当初予算化された「地域子供の未来応援交付金」について、地域での取組をより効果あるものとしていくために当初予算規模の拡大を図るとともに、対象事業を拡大し、地域の実情に応じてより使い勝手の良い交付金となるよう運用の弾力化を図ること → **別紙③**

交付金の活用状況

平成28年度は65自治体で活用（都道府県12、市区町村53）

取組自治体は3年間で
約4倍にまで拡大！



平成30年度までの3年間で254自治体が活用（都道府県29、市区町村225）

地域子供の未来応援交付金を活用した取組事例

実態調査・資源量の把握

大阪府 H28

- ・13市町と連携し、府全体の小5、中2及び保護者の生活環境等の実態を把握するための実態調査実施（13市町の実施にあわせて、府が他の30市町村を対象に調査を実施することにより全43市町村をカバー）
- ・「家計・収入・就業に関すること」「食事に関すること」など5分野について主な課題や今後の取組の方向性を整理

府は約2,700世帯に実施
（府域全体で約50,000世帯に実施）

生活実態調査実施団体
H28：61自治体 H29：113自治体

岩手県 H30

- ・子どもの生活実態調査
県内全ての小5・中2の児童・生徒とその保護者対象 約42,200人
- ・就学援助制度利用世帯等調査
生活困窮世帯を対象に生活実態と支援ニーズを調査 約10,200人
- ・支援ニーズ調査
県内全ての小1～中3の保護者を対象に子育て全般にかかる支援ニーズを調査し、個別支援につなげる 約91,800人

延べ144,200人を調査

連携体制の整備

山口県 H30

- ・モデル地区において、子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し食材を円滑かつ安定的に提供できる体制を整備
- ・関係者による推進協議会を設置し、効果的な実施方法を検討

子どもの居場所づくりを実施する団体と
食材をマッチング

【フードバンク（NPO）に委託】

長野県 H30

- ・学習支援、食事提供、悩み相談など家庭機能を補完する子どもの居場所「信州子どもカフェ」を推進
- ・地域の多様な主体による支援ネットワーク「地域プラットフォーム」の中心的役割を担うコーディネーターを育成する研修会を開催

研修会参加者数：延べ500人以上を予定

京都府 H28

- ・「学校経営・組織体制」「発達障害・不登校」「幼児教育」の3つの専門家チームを学校に派遣
- ・各中学校区に社会福祉の専門家を配置し、幼稚園、保育所、民生児童委員、福祉関係者や自治会等との連携により、子どもの学習と生活を支援

4中学校区でモデル的に実施

高知県 H29

- ・「子ども食堂」の取組を県内に広げていくためのコーディネーターを高知県社会福祉協議会に2名配置
- ・運営手引書の作成・配付、開設準備講座の開催
- ・子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催

子ども食堂の開設箇所
20箇所 ⇒ 52箇所